

改正消費税

(税率アップ・軽減税率への実務対応)

2019 年 10 月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

今年 10 月より執行が予想される消費税の改正点について説明していきたいと思います。

1 経過措置

消費税率引上げ後でも旧税率が適用される「経過措置」は、駆け込み需要の緩和や税率引き上げ前後の混乱を防ぐために設けられました。税率引き上げの施行日の半年前を指定日といい、指定日(2019 年 4 月 1 日)前に契約した工事の請負契約等には旧税率が適用されます。

税 率	指定日(施行日の半年前)	施行日
8 %	2013 年 10 月 1 日	2014 年 4 月 1 日
10 %	2019 年 4 月 1 日	2019 年 10 月 1 日

【経過措置で適用される消費税率】

- | | | |
|----------|------|---|
| ① 旅客運賃等 | 内容 | 2014 年 4 月 1 日～2019 年 9 月 30 日までに購入 |
| | 適用税率 | 2019 年 10 月 1 日以後乗車分について 8 %の税率 |
| ② 工事の請負等 | 内容 | 2013 年 10 月 1 日～2019 年 3 月 31 日までに契約 |
| | 適用税率 | 2019 年 10 月 1 日以後引き渡し分について 8 %の税率 |
| ③ 通信販売等 | 内容 | 2019 年 4 月 1 日前に販売価格等の条件を提示
2019 年 10 月 1 日前に購入の申し込み |
| | 適用税率 | 2019 年 10 月 1 日以後引き渡し分について 8 %の税率 |
| ④ 資産の貸付 | 内容 | 2019 年 9 月 30 日以前貸付分 |
| | 適用税率 | 2019 年 10 月 1 日以後の貸付について 8 % |

2 軽減税率の対象となる品目と税率

軽減税率の対象となるのは、次の 2 品目です。軽減税率は 8 %とされます(国税 6 . 24 %、地方税 1 . 76 %)。

- ① 酒類及び外食を除く「飲食料品」
- ② 定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される「新聞」

3 事務処理の変更 インボイス方式の導入

複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、2023 年 10 月に「インボイス方式(適格請求書等保存方式)」が導入されます。事業者への事務負担等を考慮し、それまでの間は簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」が導入されます。

参照 「Q&A 改正消費税 税率アップ・軽減税率への実務対応」TKC 出版